

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)	
地域名 (地域内農業集落名)	八重松地区 (八重松)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月 4日 (第 2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区の農地は、区画整備事業(40年程度経過)が完了し、水稻を中心に作付けされている。
・耕作者は地域内の農業者6名(60～70代)で、地域外からの入り作者が全体面積の7割以上を占めている。
・水路や農道等の老朽化が進んでおり、施設の修繕等が必要な状況となっている。
・地区の東側の農地においては、イノシシ等の被害が発生している。
【地域の基礎的データ】農業者:6人 認定農業者:1人 新規就農者:0人
主な作物:水稻、ソバ など

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今後も水稻を中心に耕作していくが、地域内農業者の高齢化が進んでおり、更なる地域外からの担い手を受け入れながら、耕作を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	51.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	51.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農用地区域内で農地として利用可能な区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・町農業委員会と連携し、農地中間管理機構を通じて経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を実施する予定はないが、集落や耕作者の意向を踏まえて土地改良区と連携を図りながら、多面的機能支払交付金の活用も検討し、農道・水路の維持修繕等に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後、地域内農業者の高齢化が進んでおり、更なる地域外からの担い手の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内外の担い手による作業委託を進め、農作業の効率化等を図り農業経営を維持できる体制をつくる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①町補助金等を活用し、電気柵を設置し鳥獣被害の防止を図っていく。 ⑦基盤整備後40年程度が経過しており、水路や農道の老朽化による修繕箇所があり、土地改良区と協議しながら管理していく。また、多面的機能支払交付金の活用も検討する。				